

## 7 報告案件

## (1) 下水道使用料に係る基本水量制の廃止について

## 第2～3回審議会 審議案件

## 1 本市の下水道使用料について

- ・本市の下水道使用料体系は、「基本使用料」と「従量使用料」で使用料を算定する「2部使用料制」を採用している。

## 【北広島市の下水道使用料体系】

(税抜き)

基本使用料		1,000円
(基本水量)	0～10m <sup>3</sup>	
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	11～20m <sup>3</sup>	122円
	21～50m <sup>3</sup>	139円
	51m <sup>3</sup> ～	212円

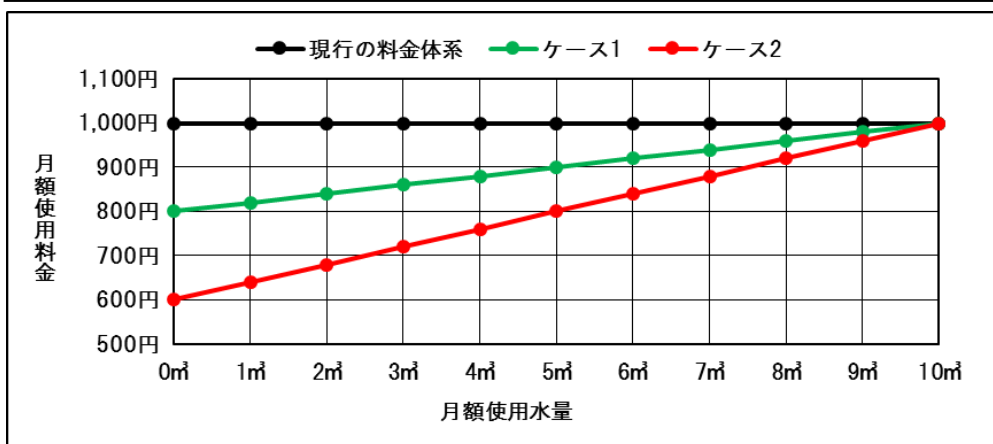
- ・本市の場合、1カ月の基本使用料に「10 m<sup>3</sup>の基本水量を付与」したいわゆる「基本水量制」を採用し、基本水量の範囲内であれば、従量使用料を賦課せず、定額の基本使用料のみとしている。
- ・基本水量制とは、公衆衛生を向上させ、生活環境を改善するという目的に基づく制度で、全ての使用者に対して最低限の生活用水を平等に確保するという思想に基づいたものです。

## 2 基本水量制見直しの必要性

- ・近年は社会情勢が変化し、基本水量制に問題が生じつつある。
- ・令和3年度末時点の下水処理人口普及率は97.53%、処理区域内の水洗化率は99.96%の高水準に達しており、公衆衛生を向上させ、生活環境を改善するという目的については、基本水量制は一定の役割を終えたものと考えられる。
- ・また、環境意識の高まり、節水行動の定着、節水型使用機器の普及、少子高齢化の進行、単身世帯の増加などにより、月10 m<sup>3</sup>以下の基本水量内である世帯が増加傾向にあり、令和2年度(2020年度)では34.2%となっている。
- ・このような状況において、基本水量内では使用水量が異なっても使用料が変わらないことへの不公平感や、節水意欲が阻害され環境面で逆効果になるという問題が生じている。
- ・令和4年3月改定の北広島市下水道ビジョン・経営戦略では、2パターンで使用料金シミュレーションを行い、この結果などを参考に、基本水量制の廃止及び1 m<sup>3</sup>からの従量使用料制について、経営への影響に配慮し慎重に検討を進めていくとしている。

### 【現行の料金体系とシミュレーション条件】

区分	基本料金	従量料金	合計
現行の料金体系	1,000円	0円	1,000円
ケース1	800円	$10\text{m}^3 \times 20\text{円}/\text{m}^3 = 200\text{円}$	1,000円
ケース2	600円	$10\text{m}^3 \times 40\text{円}/\text{m}^3 = 400\text{円}$	1,000円



### 3 国の検討会の見解

・「人口減少化における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」報告書（令和2年7月 国土交通省）において次のように示されている。

#### ⑩基本水量制の見直しの方向性はいかにあるべきか

基本水量制は、二部使用料制における「基本使用料」の中に、日常生活の上で最低限必要なナショナル・ミニマムとしての排出量を考慮した「基本水量」に相当する従量料金分を含めた料金制度のことで、使用水量が基本水量までであれば、基本使用料での定額制となるものである。

一方で、環境負荷低減に資する節水のインセンティブが基本水量内の少量使用者に働かないこと、使用水量の有無に係わりなく賦課する基本使用料という性質に照らして明確性に欠けること、並びに「水道料金算定要領」（平成27年2月改訂版。（公社）日本水道協会）では基本水量は漸進的に解消するものとされていること等を踏まえ、その見直しの方向性について検討すべきと考えられる。

### 4 今年度の予定

- ・8月上～中旬 第2回審議会 諮問
- ・9月1日～30日 パブリックコメント
- ・9月中旬～下旬 第3回審議会 答申
- ・12月下旬 改正条例の議決・公布
- ・1月1日 改正条例の施行
- ・1月1日～ 市民への周知（ホームページ、広報1月15日号）
- ・2月1日～7日 水道検針の実施→この検針分から新料金体系を適用

## (2) 水道水利用促進対策について

### 第2～3回審議会 審議案件

#### 1 地下水利用者の水道利用促進対策

・地下水利用者の水道利用促進対策を実施するため、下記2計画においてその取組を進めていくこととしている。

(1) きたひろ未来創造ビジョン2021・未来創造プラン(令和3年3月策定)

・未来創造プランの改革項目25個のうちの1つとして設定されている。

改革項目	4-(1)	地下水利用者の水道利用促進	担当課	経営管理課	
現状	・大口需要家は地下水を利用しており、企業進出による給水収益増加につながらない現状にある。				
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大口需要家は水道水を緊急時に利用できるよう給水施設を整備しており、施設維持費負担の公平性の観点から問題がある。</li> <li>・大口需要家が水道水を利用しない理由は料金水準にあるものと考えられる。</li> </ul>				
取組内容	・地下水から水道へ切り替えた者に対する特例的料金制度の導入や一定水量の使用が見込まれる新規契約企業に対する特例的料金制度を導入する。				
年度別計画	R3	R4	R5	R6	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進地事例の調査研究など特例的料金制度の導入に向けた検討</li> </ul>	→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例的料金制度の導入</li> </ul>	→

## (2) 北広島市水道ビジョン・経営戦略(令和3年3月)

### 5) 大口地下水利用者の水道利用促進

1月当たり1,000m<sup>3</sup>以上の地下水を利用している大口地下水利用者は下表のとおりとなっています。これらの地下水利用者の上水道への切り替えを促したり、新規契約企業の上水道利用を促進するため、割安な料金設定となる特例的料金制度を導入します。

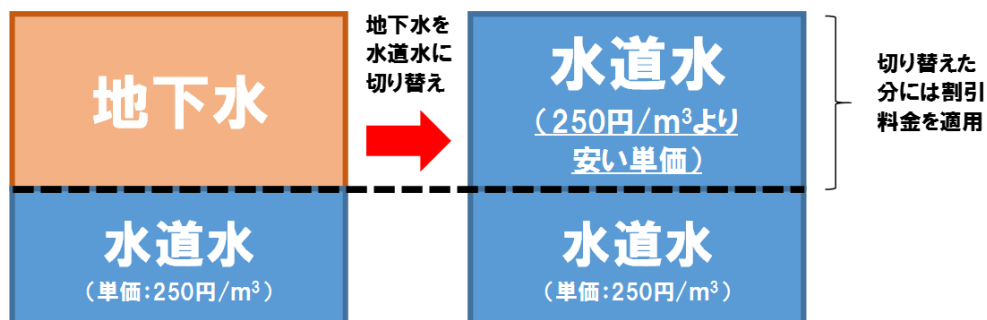
なお、大口地下水利用者が上水道に切り替えた場合、現行の料金制度で水道料金を試算すると、248,860千円の増収となります。

#### 【大口地下水利用者の状況(令和元年度(2019年度))と水道料金試算】

区分 (1件当たりの月平均 地下水利用量)	件数	年間地下水 利用量	⇒	上水道へ転換した場合の 水道料金の試算(税抜き)
1,000m <sup>3</sup> ～2,000m <sup>3</sup>	8	125,749m <sup>3</sup>		31,626千円
2,000m <sup>3</sup> ～3,000m <sup>3</sup>	3	91,389m <sup>3</sup>		22,893千円
3,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup>	2	87,254m <sup>3</sup>		21,847千円
4,000m <sup>3</sup> ～5,000m <sup>3</sup>	2	106,141m <sup>3</sup>		26,613千円
5,000m <sup>3</sup> ～6,000m <sup>3</sup>	2	122,758m <sup>3</sup>		30,758千円
6,000m <sup>3</sup> ～7,000m <sup>3</sup>	6	459,457m <sup>3</sup>		115,123千円
合計	23	1,045,802m <sup>3</sup>		248,860千円

## 2 特例的料金制度の一例

- ・地下水から水道水に切り替えた分についてより安い単価を設定



## 3 アンケート調査の実施（令和4年2～3月）

### ① 企業アンケート

- ・地下水の利用状況や利用動向を把握するため、市内の地下水の利用実績がある事業所45事業所を対象に実施（うち、市からの説明を要望した2企業については、訪問し、聞き取り調査も実施）

### ② 水道事業体アンケート

- ・先進地事例（特例的料金制度の適用要件や適用期間、料金設定水準等）を把握するため、制度導入済みである20事業体を対象に実施

## 4 今年度の予定

- ・8月上～中旬 第2回審議会 諮問
- ・9月1日～30日 パブリックコメント
- ・9月中旬～下旬 第3回審議会 答申
- ・12月下旬 改正条例の議決・公布
- ・1月1日～ 企業への周知（ホームページ）
- ・4日～7日 改正条例の施行

### （3）青葉浄水場跡地の利活用について

- ・別紙「審議会資料5」のとおり